

介護サービス事業所等の皆さまへ

新型コロナウイルスワクチン接種会場等でのヘルパーの 付き添い介助の取り扱いについて

ヘルパーによる、新型コロナウイルスワクチン接種会場への移動の介助や、会場内での介助についてまとめました。介護報酬の請求の際にもお役立てください。

「ワクチン接種会場への移動の介助」「ワクチン接種会場内での介助」が必要なときは、介護サービス利用者のケアプランの見直しが必要です。

1 利用者宅とワクチン会場 間の移動時の介助

訪問介護サービス利用可能



利用者宅



2 ワクチン会場内での 見守り介助

必要性があれば訪問介護サービス利用可
(例) 認知症等により常時見守りが必要



(参考) 介護保険最新情報vol.963

- ① 訪問介護事業所の訪問介護員等が自ら運転する車両を活用する場合
➡訪問介護の通院等乗降介助が利用可能です。
- ② 公共交通機関を活用する場合
➡訪問介護の身体介護のうち、通院・外出介助が利用可能です。

ワクチン接種会場内で、**認知症等**により、**常時付き添い・見守り**が必要な場合は、**ケアプランの見直し**を行うことで、ヘルパーの介助が利用できます。
※ 院内介助と同様の取扱いとします。

■ お問い合わせ先

足立区高齢者施策推進室介護保険課保険給付係

☎ 03-3880-5743

FAX 03-3880-5621

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

Eメール kaigo@city.adachi.tokyo.jp

BEYOND COVID-19

あだちから

ふみだそう。新たな一歩を。